

○健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 538 号・保発 0414 第 18 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方 （略）</p> <p>II 用語の定義 （略）</p> <p>III 健保組合等の義務等</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 不適<u>正</u>な利用の禁止（法第 19 条）</p> <p>3～15. （略）</p> <p>IV ガイダンスの見直し等 （略）</p>	<p>目次</p> <p>I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方 （略）</p> <p>II 用語の定義 （略）</p> <p>III 健保組合等の義務等</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 不適<u>切</u>な利用の禁止（法第 19 条）</p> <p>3～15. （略）</p> <p>IV ガイダンスの見直し等 （略）</p>
<p>I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方</p> <p>1. 本ガイダンスの趣旨</p> <p>本ガイダンスは、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎とし、法第 6 条及び第 9 条の規定に基づ</p>	<p>I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方</p> <p>1. 本ガイダンスの趣旨</p> <p>本ガイダンスは、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎とし、法第 6 条及び第 9 条の規定に基づ</p>

<p>き、健康保険組合及び健康保険組合連合会が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示すものである。</p> <p>なお、本ガイドンスは健康保険組合及び健康保険組合連合会における実例に照らした内容であるため、本ガイドンスに記載のない事項及び関係条文については通則ガイドライン、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）をそれぞれ参照されたい。</p>	<p>き、健康保険組合及び健康保険組合連合会（以下「健保組合等」という。）が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示すものである。</p> <p>なお、本ガイドンスは健保組合等における実例に照らした内容であるため、本ガイドンスに記載のない事項及び関係条文については通則ガイドライン、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）をそれぞれ参照されたい。</p>
<p>2. 本ガイドンスの構成及び基本的考え方</p> <p>個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。</p> <p>医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであることから、保険診療に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）等を取り扱う健康保険組合及び健康保険組合連合会にお</p>	<p>2. 本ガイドンスの構成及び基本的考え方</p> <p>個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。</p> <p>医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、法第6条の規定に基づく特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つであることから、保険診療に係る診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）等を取り扱う健保組合等においては、積極的な取組が求</p>

<p>いては、積極的な取組が求められる。</p> <p>このことを踏まえ、本ガイドンスでは、法の趣旨を踏まえ<u>健康保険組合及び健康保険組合連合会</u>における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、<u>健康保険組合及び健康保険組合連合会</u>においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び本ガイドンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p> <p>具体的には、<u>健康保険組合及び健康保険組合連合会</u>は、本ガイドンスの【法の規定により遵守すべき事項等】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定により厳格に遵守することが求められる。また、【その他の事項】の「努めなければならない」「望ましい」等と記載された事項については、法に基づく義務等ではないが、達成できるよう努めることが求められる。</p>	<p>められる。</p> <p>このことを踏まえ、本ガイドンスでは、法の趣旨を踏まえ<u>健保組合等</u>における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、<u>健保組合等</u>においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び本ガイドンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p> <p>具体的には、<u>健保組合等</u>は、本ガイドンスの【法の規定により遵守すべき事項等】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定により厳格に遵守することが求められる。また、【その他の事項】の「努めなければならない」「望ましい」等と記載された事項については、法に基づく義務等ではないが、達成できるよう努めることが求められる。</p>
<p>3. 本ガイドンスの対象となる「健保組合等」の範囲</p> <p>本ガイドンスが対象としている事業者の範囲は、<u>健康保険組合及び健康保険組合連合会</u>（以下「健保組合等」という。）である。</p> <p>ただし、医療保険分野における個人情報保護の精神は同一であることから、本ガイドンスの対象外となる医療保険者も本ガイドンスに十分配慮することが望ましい。</p> <p>（略）</p>	<p>3. 本ガイドンスの対象となる「健保組合等」の範囲</p> <p>本ガイドンスが対象としている事業者の範囲は、<u>健康保険組合及び健康保険組合連合会</u>である。</p> <p>ただし、医療保険分野における個人情報保護の精神は同一であることから、本ガイドンスの対象外となる医療保険者も本ガイドンスに十分配慮することが望ましい。</p> <p>（略）</p>
<p>4. 本ガイドンスの対象となる「個人情報」の範囲</p> <p>法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定</p>	<p>4. 本ガイドンスの対象となる「個人情報」の範囲</p> <p>法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定</p>

<p>されている。</p> <p>なお、当該被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）が死亡した後においても、健保組合等が当該被保険者等の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。</p>	<p>されている。</p> <p>なお、当該被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）が死亡した後においても、健保組合等が当該被保険者等の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又は毀損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。</p>
<p>5. 個人情報保護委員会の権限行使との関係等</p> <p>本ガイダンス中、健保組合等が【法の規定により遵守すべき事項等】に記載された内容のうち、健保組合等の義務とされている内容を個人情報取扱事業者としての義務を負う健保組合等が遵守しない場合、個人情報保護委員会は、<u>法第146条から第148条</u>までの規定に基づき、「報告徴収」、「立入検査」、「指導」、「助言」、「勧告」及び「命令」を行うことがある。</p> <p>また、<u>法第150条第1項</u>の規定に基づき、<u>法第146条第1項</u>の規定による権限が個人情報保護委員会から事業所管大臣に委任された場合には、厚生労働大臣が「報告徴収」及び「立入検査」を行うことができる。</p>	<p>5. 個人情報保護委員会の権限行使との関係等</p> <p>本ガイダンス中、健保組合等が【法の規定により遵守すべき事項等】に記載された内容のうち、健保組合等の義務とされている内容を個人情報取扱事業者としての義務を負う健保組合等が遵守しない場合、個人情報保護委員会は、<u>法第143条から第145条</u>までの規定に基づき、「報告徴収」、「立入検査」、「指導」、「助言」、「勧告」及び「命令」を行うことがある。</p> <p>また、<u>法第147条第1項</u>の規定に基づき、<u>法第143条第1項</u>の規定による権限が個人情報保護委員会から事業所管大臣に委任された場合には、厚生労働大臣が「報告徴収」及び「立入検査」を行うことができる。</p>
<p>6～8（略）</p>	<p>6～8（略）</p>
<p>9. 他の法令等との関係</p> <p>健保組合等は、個人情報の取扱いに<u>当たり</u>、法、基本方針及び本ガイダンスに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>9. 他の法令等との関係</p> <p>健保組合等は、個人情報の取扱いに<u>あたり</u>、法、基本方針及び本ガイダンスに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等の規定を遵守しなければならない。</p>
<p>10（略）</p>	<p>10（略）</p>
<p>II 用語の定義</p> <p>1（略）</p>	<p>II 用語の定義</p> <p>1（略）</p>
<p>2. 個人識別符号（法第2条第2項）</p> <p>（定義）</p>	<p>2. 個人識別符号（法第2条第2項）</p> <p>（定義）</p>

法第二条

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

令第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 国民年金法（昭和34年法律第141号）第十四条に規定する基礎年金番号

四・五（略）

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第二条第五項に規定する個人番号

法第二条

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

令第一条 個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一～二（略）

三 国民年金法（昭和34年法律第141号）第十四条に規定する基礎年金番号

四～五（略）

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第二条第五項に規定する個人番号

<p>七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第九条第二項の被保険者証</p> <p>ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第五十四条第三項の被保険者証</p> <p>ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第十二条第三項の被保険者証</p> <p>八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>規則第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p> <p>二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p> <p>三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</p>	<p>七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第九条第二項の被保険者証</p> <p>ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第五十四条第三項の被保険者証</p> <p>ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第十二条第三項の被保険者証</p> <p>八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>規則第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p> <p>二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p> <p>三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</p>
--	--

<p>規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一项に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号 二～九（略）</p>	<p>規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一项に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号 二～九（略）</p>
<p>「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。</p> <p>具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、健康保険法（大正11年法律第70号）に係るものについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号が該当する。</p> <p>したがって、当該保険者番号及び被保険者等記号・番号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。</p>	<p>「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。</p> <p>具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）に係るものについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号が該当する。</p> <p>したがって、当該保険者番号及び被保険者等記号・番号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。</p>
<p>3～7（略）</p>	<p>3～7（略）</p>
<p>8. 本人の同意 （略）</p> <p>【要配慮個人情報における本人の同意について】</p> <p>健保組合等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該健保組合等が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。</p>	<p>8. 本人の同意 （略）</p> <p>【要配慮個人情報における本人の同意について】</p> <p>健保組合等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。</p>

Ⅲ 健保組合等の義務等

1. 利用目的の特定等（法第17条、第18条）

（利用目的の特定）

法第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

法第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の

Ⅲ 健保組合等の義務等

1. 利用目的の特定等（法第17条、第18条）

（利用目的の特定）

法第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

法第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の

定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 利用目的による制限の例外

健保組合等は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが（法第18条第1項）、同条第3項に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。具体的な例としては以下のとおりである。

①法令（条例を含む。）に基づく場合

健康保険法第29条又は第198条に基づく立入検査等、法令に基づいて個人情報を利用する場合

根拠となる法令の規定としては、一般に刑事訴訟法第218条（令状に

定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(1) (略)

(2) 利用目的による制限の例外

健保組合等は、あらかじめ本人の同意を得ないで法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが（法第18条第1項）、同条第3項に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。具体的な例としては以下のとおりである。

①法令に基づく場合

健康保険法第29条又は第198条に基づく立入検査等、法令に基づいて個人情報を利用する場合

根拠となる法令の規定としては、一般に刑事訴訟法第218条（令状に

<p>よる捜査)、地方税法第72条の63(個人の事業税に関する調査に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり)等が考えられる。</p> <p>これらの法令は強制力を伴って回答が義務づけられるため、健保組合等は捜査等が行われた場合、回答する義務が生じる。</p> <p>また、刑事訴訟法第197条第2項(捜査に必要な取調べ)等については、法の例外規定の対象であるが、当該法令において任意協力とされており、健保組合等は取調べ等が行われた場合、回答するか否かについて個別の事例ごとに判断する必要がある。この場合、本人の同意を得ずに個人情報を取扱ったとしても、法第18条違反とはならないが、当該本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。</p> <p>②～⑥(略)</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(略)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>(略)</p>	<p>よる捜査)、地方税法第72条の63(個人の事業税に関する調査に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり)等が考えられる。</p> <p>これらの法令は強制力を伴って回答が義務づけられるため、健保組合等は捜査等が行われた場合、回答する義務が生じる。</p> <p>また、刑事訴訟法第197条第2項(捜査に必要な取調べ)等については、法の例外規定の対象であるが、当該法令において任意協力とされており、健保組合等は取調べ等が行われた場合、回答するか否かについて個別の事例ごとに判断する必要がある。この場合、本人の同意を得ずに個人情報を取扱ったとしても、法第18条違反とはならないが、当該本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。</p> <p>②～⑥(略)</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(略)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>(略)</p>
<p>2. 不適正な利用の禁止(法第19条)</p> <div data-bbox="159 967 1099 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>法第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p> </div> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保組合等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 ・「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に 	<p>2. 不適切な利用の禁止(法第19条)</p> <div data-bbox="1140 967 2080 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>法第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p> </div> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保組合等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 ・「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に

反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

- ・「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

(違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例)

事例1) 違法行為を営むことが疑われる事業者に対し、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、個人情報を提供する場合

事例2) 個人情報を提供した場合、提供先において法第27条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例3) 個人情報を取得した健保組合等が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

- ・「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

(違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例)

事例1) 違法行為を営むことが疑われる事業者に対し、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにも関わらず、個人情報を提供する場合

事例2) 個人情報を提供した場合、提供先において法第27条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例3) 個人情報を取得した健保組合等が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

3 (略)	3 (略)
4. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 (法第20条、第22条)	4. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 (法第20条、第22条)
<p>(適正な取得)</p> <p>法第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき (当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</p> <p>六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき (当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を</p>	<p>(適正な取得)</p> <p>法第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき (当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</p> <p>六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき (当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を</p>

<p>含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)</p> <p>七 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合</p> <p>八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合</p> <p>規則第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関</p> <p>二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者</p> <p>三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者</p> <p>令第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>二 法第二十七条第五項各号(法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p>	<p>含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)</p> <p>七 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合</p> <p>八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合</p> <p>規則第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関</p> <p>二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者</p> <p>三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者</p> <p>令第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>二 法第二十七条第五項各号(法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p>
---	---

<p>(データ内容の正確性の確保等)</p> <p>法第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p>	<p>(データ内容の正確性の確保等)</p> <p>法第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p>
<p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p>	<p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>【法第20条第2項に違反している事例】</p>	<p>【法第20条第2項に違反している事例】</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>【その他の事項】</p>	<p>【その他の事項】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者提供により他の健保組合等から個人情報を取得したとき、当該個人情報の内容に疑義が生じた場合には、記載内容の事実に関して本人に確認をとる。 ・ 健保組合等は、個人データの内容の正確性、最新性を確保するため、Ⅲ 5. (2) ②に示す委員会等において、具体的なルールを策定したり、技術水準向上のための研修の開催などを行うことが望ましい。 ・ 第三者提供（法第27条第1項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（政令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（法第27条第2項・第3項参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者提供により他の健保組合等から個人情報を取得したとき、当該個人情報の内容に疑義が生じた場合には、記載内容の事実に関して本人に確認をとる。 ・ 健保組合等は、個人データの内容の正確性、最新性を確保するため、Ⅲ 5. (2) ②に示す委員会等において、具体的なルールを策定したり、技術水準向上のための研修の開催などを行うことが望ましい。 ・ 第三者提供（法第27条第1項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（法第27条第2項・第3項参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人

<p>個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。</p>	<p>情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。</p>
<p>5. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（法第23条～第25条）</p> <p>（安全管理措置） 法第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（従業者の監督） 法第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>（委託先の監督） 法第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>（1）健保組合等が講ずるべき安全管理措置等 ①安全管理措置 健保組合等は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防</p>	<p>5. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（法第23条～第25条）</p> <p>（安全管理措置） 法第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（従業者の監督） 法第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>（委託先の監督） 法第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>（1）保組合等が講ずるべき安全管理措置等 ①安全管理措置 健保組合等は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防</p>

止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置等を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境の把握を行ったうえで、これらの安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又は毀損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講ずる。

②・③（略）

(2)（略）

(3) 業務を委託する場合の取扱い

①（略）

②業務を委託する場合の留意事項

健保組合等は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、以下の事項に留意すべきである。

- ・ 個人情報 を適切に取り扱っている事業者を委託先（受託者）として選定すること。委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第23条で求められているものと同様であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報取扱責任者等が、適切に評価することが望ましい。
- ・ 契約において、委託している業務の内容、委託先事業者、個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込み（委託期間中のほか、委託終了

止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術的安全管理措置等を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境の把握を行ったうえで、これらの安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講ずる。

②・③（略）

(2)（略）

(3) 業務を委託する場合の取扱い

①（略）

②業務を委託する場合の留意事項

健保組合等関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、以下の事項に留意すべきである。

- ・ 個人情報 を適切に取り扱っている事業者を委託先（受託者）として選定すること。委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第23条で求められているものと同様であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報取扱責任者等が、適切に評価することが望ましい。
- ・ 契約において、委託している業務の内容、委託先事業者、個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込み（委託期間中のほか、委託終了

<p>後の個人データの取扱いも含む。)、契約内容を公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者が個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認すること。 ・受託者における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合（被保険者等からの申出があり、確認の必要があると考えられる場合を含む。）には、受託者に対し、説明を求め、必要に応じ改善を求める等適切な措置をとること。 ・また、委託するに当たっては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者^①に提供することがないように努めること。 <p>*健康保険組合における業者委託に関する通知 上記の留意事項のほか、業者委託に関する通知を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225003号） ・「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号）の「4. 個人情報の処理に関する外部委託に関する措置」 <p>③業務を再委託する場合の留意事項 健保組合等は、個人情報に関する処理の全部又は一部を再委託する場合、以下の事項に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む業務を再委託すること自体は禁じられてはいないが、健保組合等との直接の契約関係を伴わない個人情報に関する処理の再 	<p>後の個人データの取扱いも含む。)、契約内容を公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者が個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認すること。 ・受託者における個人情報の取扱いに疑義が生じた場合（被保険者等からの申出があり、確認の必要があると考えられる場合を含む。）には、受託者に対し、説明を求め、必要に応じ改善を求める等適切な措置をとること。 ・また、委託するに当たっては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者^①に提供することがないように努めること。 <p>*健康保険組合における業者委託に関する通知 上記の留意事項のほか、業者委託に関する通知を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保発第1225003号） ・「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号）の「4. 個人情報の処理に関する外部委託に関する措置」 <p>③業務を再委託する場合の留意事項 健康保険組合は、個人情報に関する処理の全部又は一部を再委託する場合、以下の事項に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む業務を再委託すること自体は禁じられてはいないが、健康保険組合との直接の契約関係を伴わない個人情報に関する処理の再
--	--

委託は行わないこと。（「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号）の「4. 個人情報の処理に関する外部委託に関する措置」）

- ・なお、個人情報を含む業務の再委託や個人情報に関する処理の再委託をする場合には、個人情報保護の観点から、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者^{（注）}に提供することがないよう努めること。

この場合において、健保組合等は第一次委託先と委託契約を締結するに当たっては、第一次委託先が、上記通知の基準に掲げる事項を遵守するよう委託契約上明記することはもちろんのこと、これに加え、当該委託契約において、再委託するに当たっては、第一次委託先は、再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認を行うことや当該再委託契約上、再委託先に対して、同通知の基準に掲げる事項を遵守することを明記するよう、第一次委託契約上明記すること。

なお、第一次委託先が再委託を行おうとする場合は、健保組合等は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、第一次委託先に事前報告又は承認^{（注）}手続を求める、直接又は第一次委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、第一次委託先が再委託先に対して本条の第一次委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。

再委託は行わないこと。（「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号）の「4. 個人情報の処理に関する外部委託に関する措置」）

- ・なお、個人情報を含む業務の再委託や個人情報に関する処理の再委託をする場合には、個人情報保護の観点から、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者^{（注）}に提供することがないよう努めること。

この場合において、健康保険組合は第一次委託先と委託契約を締結するに当たっては、第一次委託先が、上記通知の基準に掲げる事項を遵守するよう委託契約上明記することはもちろんのこと、これに加え、当該委託契約において、再委託するに当たっては、第一次委託先は、再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認を行うことや当該再委託契約上、再委託先に対して、同通知の基準に掲げる事項を遵守することを明記するよう、第一次委託契約上明記すること。

なお、第一次委託先が再委託を行おうとする場合は、健康保険組合は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、第一次委託先に事前報告又は承認^{（注）}手続を求める、直接又は第一次委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、第一次委託先が再委託先に対して本条の第一次委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。

<p>(4) (略)</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(略)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>(略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(略)</p> <p>【その他の事項】</p> <p>(略)</p>
<p>6. 漏えい等の報告等 (法第26条)</p> <p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>6. 漏えい等の報告等 (法第26条)</p> <p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>

規則第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ
が大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号
のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の
権利利益を 保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下
この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生
し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個
人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は
発生したおそれがある事態

規則第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定によ
る報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、
当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把
握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。
い。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本
人の数
- 四 原因

規則第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ
が大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号
のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の
権利利益を 保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下
この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生
し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個
人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は
発生したおそれがある事態

規則第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定によ
る報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、
当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把
握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。
い。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本
人の数
- 四 原因

<p>五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>六 本人への対応の実施状況</p> <p>七 公表の実施状況</p> <p>八 再発防止のための措置</p> <p>九 その他参考となる事項</p> <p>2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。</p> <p>3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）</p> <p>二 <u>法第百五十条第一項</u>の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）</p> <p>規則第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速や</p>	<p>五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>六 本人への対応の実施状況</p> <p>七 公表の実施状況</p> <p>八 再発防止のための措置</p> <p>九 その他参考となる事項</p> <p>2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。</p> <p>3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）</p> <p>二 <u>法第百四十七条第一項</u>の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）</p> <p>規則第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速や</p>
---	--

<p>かに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>規則第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。</p>	<p>かに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>規則第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。</p>
<p>個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出すること、「滅失」とは個人データの内容が失われること、「毀損」とは個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。</p> <p>個人データの漏えい等やそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、規則で定めるところにより、個人情報保護委員会への報告等を行わなければならない。また、<u>二次被害の防止、類似案件の発生防止等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係及び再発防止策について速やかに公表することが望ましい。</u>詳細は、別途定める通則ガイドラインを参照のこと。なお、これらの内容については、<u>所管の地方厚生（支）局に速やかに報告する必要がある。</u></p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】 (略)</p>	<p>個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出すること、「滅失」とは個人データの内容が失われること、「毀損」とは個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。</p> <p>個人データの漏えい等やそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、規則で定めるところにより、個人情報保護委員会への報告等を行わなければならない。また、<u>健保組合等において漏えい等事案が発覚した場合は、所管の地方厚生（支）局に速やかに報告する必要がある。</u>詳細は、別途定める通則ガイドラインを参照のこと。</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】 (略)</p>
<p>7. 個人データの第三者提供（法第27条）</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>法第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならな</p>	<p>7. 個人データの第三者提供（法第27条）</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>法第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならな</p>

<p>い。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p> <p>六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</p> <p>七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本</p>	<p>い。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p> <p>六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</p> <p>七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本</p>
---	---

人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
- 二 第三者への提供を利用目的とすること。
- 三 第三者に提供される個人データの項目
- 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 五 第三者への提供の方法
- 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 七 本人の求めを受け付ける方法
- 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
- 二 第三者への提供を利用目的とすること。
- 三 第三者に提供される個人データの項目
- 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
- 五 第三者への提供の方法
- 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 七 本人の求めを受け付ける方法
- 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

<p>3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。</p> <p>5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理につ</p>	<p>3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。</p> <p>5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理につ</p>
---	---

いて責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

規則第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二 別記様式第二（法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別記様式三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

いて責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

規則第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二 別記様式第二（法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別記様式三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

<p>3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第三者に提供される個人データの更新の方法</p> <p>二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日</p> <p>規則第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>規則第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項</p> <p>二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項</p> <p>三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨</p>	<p>3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 第三者に提供される個人データの更新の方法</p> <p>二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日</p> <p>規則第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>規則第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項</p> <p>二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項</p> <p>三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨</p>
---	---

(1) 第三者提供の取扱い

健保組合等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

(例)

・民間保険会社からの照会

被保険者等が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社からその健康状態等について照会があった場合、本人の同意を得ずに健康状態等を回答してはならない。

交通事故によって、けがの治療を受けている被保険者等に関して、損害保険会社から損害保険金の支払の審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、本人の同意を得ず傷病名等を回答してはならない。

・職場からの照会

職場の上司等から、社員の傷病名等に関する問合せがあった場合など、本人の同意を得ずに傷病名等を回答してはならない。

・学校からの照会

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問合せがあった場合など、本人の同意を得ずに健康状態等を回答してはならない。

・マーケティング等を目的とする会社等からの照会

(1) 第三者提供の取扱い

健保組合等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

(例)

・民間保険会社からの照会

被保険者等が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社からその健康状態等について照会が合った場合、本人の同意を得ずに健康状態等を回答してはならない。

交通事故によって、けがの治療を受けている被保険者等に関して、損害保険会社から損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、本人の同意を得ず傷病名等を回答してはならない。

・職場からの照会

職場の上司等から、社員の傷病名等に関する問合せがあった場合など、本人の同意を得ずに傷病名等を回答してはならない。

・学校からの照会

学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問合せがあった場合など、本人の同意を得ずに健康状態等を回答してはならない。

・マーケティング等を目的とする会社等からの照会

健康食品の販売を目的とする会社から、高血圧の被保険者等の存在の有無について照会された場合など、本人の同意を得ずにその存在の有無やその氏名・住所等を回答してはならない。

※ 本条の「本人」、「第三者」の定義

- ・「本人」・・・個人データで識別される個人。
- ・「第三者」・・・本人及び個人情報取扱事業者以外の者をいい、自然人か法人その他の団体かを問わない。

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

①法令(条例を含む。)に基づく場合

健康保険法第29条又は第198条に基づく立入検査等、法令に基づいて個人情報を利用する場合(Ⅲ1.(2)①参照)

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・意識不明となった被保険者等について、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合

※なお、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人に同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求める手続きを経るまでもなく本人の同意を得ることができない場合等が含まれるものである。

健康食品の販売を目的とする会社から、高血圧の被保険者等の存在の有無について照会された場合など、本人の同意を得ずにその存在の有無やその氏名・住所等を回答してはならない。

※ 本条の「本人」、「第三者」の定義

- ・「本人」・・・個人データで識別される個人。
- ・「第三者」・・・本人及び個人情報取扱事業者以外の者をいい、自然人か法人その他の団体かを問わない。

(2) 第三者提供の例外

ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

①法令に基づく場合

健康保険法第29条又は第198条に基づく立入検査等、法令に基づいて個人情報を利用する場合(Ⅲ1.(2)①参照)

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・意識不明となった被保険者等について、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合

※なお、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、本人に同意を求めても同意しない場合、本人に同意を求める手続きを経るまでもなく本人の同意を得ることができない場合等が含まれるものである。

<p>③～⑦（略） (3)～(5)（略） 【法の規定により遵守すべき事項等】 （略） 【その他の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供に該当しない情報提供が行われる場合であっても、健保組合等のホームページへの掲載のほか、パンフレットの配布、事業所担当窓口や健保組合等の掲示板への掲示・備付け、公告等により情報提供先をできるだけ明らかにするとともに、被保険者等からの問合せがあった場合に回答できる体制を確保する。 ・例えば、業務委託の場合、当該健保組合等において委託している業務の内容、委託先事業者、委託先事業者との間での個人情報の取扱いに関する取り決め等の委託内容について公表する。 	<p>③～⑦（略） (3)～(5)（略） 【法の規定により遵守すべき事項等】 （略） 【その他の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供に該当しない情報提供が行われる場合であっても、健保組合等のホームページへの掲載のほか、パンフレットの配布、事業所担当窓口や健保組合等の掲示板への掲示・備付け、公告等により情報提供先をできるだけ明らかにするとともに、被保険者等からの問合せがあった場合に回答できる体制を確保する。 ・例えば、業務委託の場合、当該健保組合等関係事業者において委託している業務の内容、委託先事業者、委託先事業者との間での個人情報の取扱いに関する取り決め等の委託内容について公表する。
<p>8. 外国にある第三者への提供の制限（法第28条） 詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）を参照のこと。 （参考）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（外国にある第三者への提供の制限） 法第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委</p> </div>	<p>8. 外国にある第三者への提供の制限（法第28条） 詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）を参照のこと。 （参考）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（外国にある第三者への提供の制限） 法第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委</p> </div>

員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定

員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第一項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定

<p>めるものとする。</p> <p>一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。</p> <p>二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。</p> <p>三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。</p> <p>四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。</p> <p>五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。</p> <p>2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。</p> <p>3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合におい</p>	<p>めるものとする。</p> <p>一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること</p> <p>二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること</p> <p>三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること</p> <p>四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること</p> <p>五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること</p> <p>2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。</p> <p>3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合におい</p>
--	---

<p>て、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。</p> <p>4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。</p> <p>規則第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p> <p>規則第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。</p> <p>2 法第二十八条第二項又は法第三十一条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 当該外国の名称</p> <p>二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報</p>	<p>て、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。</p> <p>4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。</p> <p>規則第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p> <p>規則第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。</p> <p>2 法第二十八条第二項又は法第三十一条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 当該外国の名称</p> <p>二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報</p>
---	---

<p>の保護に関する制度に関する情報</p> <p>三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。</p> <p>一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由</p> <p>二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</p> <p>第十八条 法第二十八条第三項（法第三十一条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。</p> <p>二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第三十一条の二第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への</p>	<p>の保護に関する制度に関する情報</p> <p>三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。</p> <p>一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由</p> <p>二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</p> <p>第十八条 法第二十八条第三項（法第三十一条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。</p> <p>二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第三十一条の二第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への</p>
--	--

<p>提供を停止すること。</p> <p>2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。</p> <p>一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法</p> <p>二 当該第三者が実施する相当措置の概要</p> <p>三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法</p> <p>四 当該外国の名称</p> <p>五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</p> <p>六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</p> <p>七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対</p>	<p>提供を停止すること。</p> <p>2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。</p> <p>一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法</p> <p>二 当該第三者が実施する相当措置の概要</p> <p>三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法</p> <p>四 当該外国の名称</p> <p>五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</p> <p>六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</p> <p>七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対</p>
---	---

し、その理由を説明するよう努めなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 健保組合等が、法第28条の規定に基づき、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法第27条第1項各号（※）に定める場合を除き、外国にある第三者へ提供することについて本人の同意を得なければならない。
- ・ ただし、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、国内と同様に法第27条第1項柱書の規定に基づく本人同意による第三者提供、又は同条第5項に基づく委託、共同利用による提供が可能である。

①外国にある第三者が日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合

②外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

（※）法第27条第1項各号

- ・ 法令（条例を含む。）に基づいて個人データを提供する場合（第1号関係）
- ・ 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難

し、その理由を説明するよう努めなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 健保組合等が、法第28条の規定に基づき、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法第27条第1項各号（※）に定める場合を除き、外国にある第三者へ提供することについて本人の同意を得なければならない。
- ・ ただし、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、国内と同様に法第27条第1項柱書の規定に基づく本人同意による第三者提供、又は同条第5項に基づく委託、共同利用による提供が可能である。

①外国にある第三者が日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定める国にある場合

②外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

（※）法第27条第1項各号

- ・ 法令に基づいて個人データを提供する場合（第1号関係）
- ・ 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難

<p>である場合（第2号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第3号関係） ・国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第4号関係） ・個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第5号関係） ・個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）（第6号関係） ・第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第7号関係） 	<p>である場合（第2号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第3号関係） ・国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第4号関係） ・個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第5号関係） ・個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）（第6号関係） ・第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第7号関係）
---	---

9. 第三者提供に係る記録の作成等（法第29条）

詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）を参照のこと。

（第三者提供に係る記録の作成等）

法第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。略）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（略）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成）

規則第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（略）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（略）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

9. 第三者提供に係る記録の作成等（法第29条）

詳細は、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）を参照のこと。

（第三者提供に係る記録の作成等）

法第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。略）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（略）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成）

規則第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（略）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（略）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

規則第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得

3 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

規則第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第二十八条第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

二 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得

<p>ている旨</p> <p>ロ 前号ロからニまでに掲げる事項</p> <p>2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、<u>同項</u>の当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>（第三者提供に係る記録の保存期間）</p> <p>規則第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間</p> <p>二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間</p> <p>三 前二号以外の場合 三年</p>	<p>ている旨</p> <p>ロ 前号ロからニまでに掲げる事項</p> <p>2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、<u>法第二十九条第一項</u>の当該事項の記録を省略することができる。</p> <p>（第三者提供に係る記録の保存期間）</p> <p>規則第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間</p> <p>二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間</p> <p>三 前二号以外の場合 三年</p>
<p>（1）記録義務が適用されない場合</p> <p>以下の場合には記録義務が適用されない。</p> <p>①第三者が法第16条第2項各号に掲げる者である場合</p> <p>以下の1）から4）までに掲げる者との間で個人データの授受を行う場合、記録義務は適用されない。</p>	<p>（1）記録義務が適用されない場合</p> <p>以下の場合には記録義務が適用されない。</p> <p>①第三者が法第16条第2項各号に掲げる者である場合</p> <p>以下の1）から4）までに掲げる者との間で個人データの授受を行う場合、記録義務は適用されない。</p>

<p>1) 国の機関（法第16条第2項第1号関係）</p> <p>2) 地方公共団体（法第16条第2項第2号関係）</p> <p>3) 独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人（法別表第2に掲げる法人を除く。）をいう。）（法第16条第2項第3号関係）</p> <p>4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいい、<u>同法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。</u>）（法第16条第2項第4号関係）</p> <p>②法第27条第1項各号に該当する場合（Ⅲ7.（2）参照） 個人データが転々流通することは想定されにくいことに鑑み、記録義務は適用されない。</p> <p>1) 法令（<u>条例を含む。</u>）に基づいて個人データを提供する場合（第1号関係） （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法に定める情報連携 ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告 <p>2) ～7)（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④本人に代わって提供している場合</p>	<p>1) 国の機関（法第16条第2項第1号関係）</p> <p>2) 地方公共団体（法第16条第2項第2号関係）</p> <p>3) 独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人（法別表第2に掲げる法人を除く。）をいう。）（法第16条第2項第3号関係）</p> <p>4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（法第16条第2項第4号関係）</p> <p>②法第27条第1項各号に該当する場合（Ⅲ7.（2）参照） 個人データが転々流通することは想定されにくいことに鑑み、記録義務は適用されない。</p> <p>1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（第1号関係） （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法に定める情報連携 ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告 <p>2) ～7)（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④本人に代わって提供している場合</p>
--	--

<p>健保組合等が被保険者本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該健保組合等は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。</p> <p>したがって、この場合の第三者提供については、記録義務は適用されない。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費、付加給付を事業主経由で支給する場合において明細などの個人データを事業主に提供した場合 ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等 <p>⑤ (略)</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(2) (略)</p>	<p>健保組合等が被保険者本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。</p> <p>したがって、この場合の第三者提供については、記録義務は適用されない。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費、付加給付を事業主経由で支給する場合において明細などの個人データを事業主に提供した場合 ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等 <p>⑤ (略)</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>(2) (略)</p>
<p>1 0 (略)</p>	<p>1 0 (略)</p>
<p>1 1. 保有個人データに関する事項の公表等 (法第 3 2 条)</p> <p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>法第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 全ての保有個人データの利用目的 (第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。) 	<p>1 1. 保有個人データに関する事項の公表等 (法第 3 2 条)</p> <p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>法第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 全ての保有個人データの利用目的 (第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

<p>三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合</p> <p>二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）</p> <p>令第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</p>	<p>三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合</p> <p>二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合</p> <p>3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）</p> <p>令第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</p>
--	--

二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 健保組合等は、保有個人データに関し、(ア)当該健保組合等の名称、住所及び代表者の氏名、(イ)全ての保有個人データの利用目的（法第21条第4項第1号から第3号までに規定された例外の場合を除く。）、(ウ)保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、(エ)苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- ・ 健保組合等は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、上記の措置により利用目的が明らかになっている場合及び法第21条第4項第1号から第3号までの例外に相当する場合を除き、遅滞なく通知しなければならない。
- ・ 健保組合等は、利用目的の通知をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- ・ 法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行う。

【その他の事項】

(略)

二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 健保組合等は、保有個人データに関し、(ア)当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、(イ)全ての保有個人データの利用目的（法第21条第4項第1号から第3号までに規定された例外の場合を除く。）、(ウ)保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、(エ)苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- ・ 健保組合等は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、上記の措置により利用目的が明らかになっている場合及び法第21条第4項第1号から第3号までの例外に相当する場合を除き、遅滞なく通知しなければならない。
- ・ 健保組合等は、利用目的の通知をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- ・ 法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行う。

【その他の事項】

(略)

1 2. 本人からの請求による保有個人データの開示（法第33条）

（開示）

法第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部

1 2. 本人からの請求による保有個人データの開示（法第33条）

（開示）

法第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部

<p>を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。</p> <p>（第三者提供記録から除外されるもの）</p> <p>令第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>（本人が請求することができる開示の方法）</p> <p>規則第三十条 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提</p>	<p>を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。</p> <p>（第三者提供記録から除外されるもの）</p> <p>令第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>（本人が請求することができる開示の方法）</p> <p>規則第三十条 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提</p>
--	--

供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

(1)・(2) (略)

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 健保組合等は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることとする。ただし、開示することにより、法第33条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・ II 1. に記したとおり、例えばレセプトの情報の中には、被保険者等の保有個人データであって、当該レセプトに係る診察をした医師の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそもレセプト全体が被保険者等の保有個人データであることから、被保険者等本人から開示の請求があった場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできない。ただし、法第33条第2項各号のいずれかに該当する場合には、法に従い、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・ 開示の方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他健保組合等の定める方法による。
- ・ 健保組合等は、請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知し

供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

(1)・(2) (略)

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 健保組合等は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることとする。ただし、開示することにより、法第33条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・ II 1. に記したとおり、例えばレセプトの情報の中には、被保険者等の保有個人データであって、当該レセプトに係る診察をした医師の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそもレセプト全体が被保険者等の保有個人データであることから、被保険者等本人から開示の請求があった場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできない。ただし、法第33条第2項各号のいずれかに該当する場合には、法に従い、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・ 開示の方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法による。
- ・ 健保組合等は、請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知し

<p>なければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない（Ⅲ 15. 参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。 <p>【その他の事項】 (略)</p>	<p>なければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない（Ⅲ 15. 参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。 <p>【その他の事項】 (略)</p>
<p>1 3 (略)</p>	<p>1 3 (略)</p>
<p>1 4. 開示等の請求等に応じる手続及び手数料（法第37条、第38条）</p> <p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>法第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>1 4. 開示等の請求等に応じる手続及び手数料（法第37条、第38条）</p> <p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>法第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p>

<p>3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>法第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p> <p>(開示等の請求等を受け付ける方法)</p> <p>令第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 開示等の請求等の申出先</p> <p>二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。<u>第三十五条第一項及び第四十条第三項</u>において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式</p> <p>三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法</p>	<p>3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>法第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p> <p>(開示等の請求等を受け付ける方法)</p> <p>令第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 開示等の請求等の申出先</p> <p>二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。<u>第三十三条第一項及び第三十八条第三項</u>において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式</p> <p>三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法</p>
---	--

<p>四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法 (開示等の請求等ができる代理人) 令第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等ができる代理人は、次に掲げる代理人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人 <p>(略)</p>	<p>四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法 (開示等の請求等ができる代理人) 令第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等ができる代理人は、次に掲げる代理人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人 <p>(略)</p>
<p>15. 理由の説明、事前の請求、苦情の処理 (法第36条、第39条、第40条)</p> <p>(理由の説明) 法第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p> <p>(事前の請求) 法第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したも</p>	<p>15. 理由の説明、事前の請求、苦情の処理 (法第36条、第39条、第40条)</p> <p>(理由の説明) 法第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p> <p>(事前の請求) 法第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したも</p>

<p>のとみなす。</p> <p>3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。</p> <p>(個人情報取扱事業者による苦情の処理)</p> <p>法第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>のとみなす。</p> <p>3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。</p> <p>(個人情報取扱事業者による苦情の処理)</p> <p>法第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>
<p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健保組合等は、本人から求められた保有個人データの利用目的の通知、又は本人から請求された開示、訂正等、利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。また、苦情への対応体制についても併せて説明しなければならない。 ・ 健保組合等は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。また、健保組合等は、苦情の適切かつ迅速な対応を行うに当たり、苦情への対応窓口の設置や苦情への対応の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めなければならない。 <p>【その他の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健保組合等は、本人に対して理由を説明する際には、文書により示すことを基本とする。その際は、苦情への対応の体制についても併せて説明することが望ましい。 	<p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健保組合等は、本人から求められた保有個人データの利用目的の通知、又は本人から請求された開示、訂正等、利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。また、苦情への対応体制についても併せて説明しなければならない。 ・ 健保組合等は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努めなければならない。また、健保組合等は、苦情の適切かつ迅速な対応を行うにあたり、苦情への対応窓口の設置や苦情への対応の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めなければならない。 <p>【その他の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健保組合等は、本人に対して理由を説明する際には、文書により示すことを基本とする。その際は、苦情への対応の体制についても併せて説明することが望ましい。

<ul style="list-style-type: none"> ・健保組合等は、被保険者等からの苦情への対応に<u>当たり</u>、専用の窓口の設置など、被保険者等が相談を行いやすい環境の整備に努める。 ・健保組合等は、被保険者等からの苦情への対応体制等について健保組合等のホームページへの掲載のほか、パンフレットの配布、事業所担当窓口や健保組合等の掲示板への掲示・備付け、公告等を行うことで被保険者等に対して周知することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健保組合等は、被保険者等からの苦情への対応に<u>あたり</u>、専用の窓口の設置など、被保険者等が相談を行いやすい環境の整備に努める。 ・健保組合等<u>関係事業者</u>は、被保険者等からの苦情への対応体制等について健保組合等のホームページへの掲載のほか、パンフレットの配布、事業所担当窓口や健保組合等の掲示板への掲示・備付け、公告等を行うことで被保険者等に対して周知することが望ましい。
IV ガイドンスの見直し等（略）	IV ガイドンスの見直し等（略）
別表1 健保組合等が保有する個人情報の例（略）	別表1 健保組合等が保有する個人情報の例（略）
別表2 健保組合等の通常業務で想定される主な利用目的 <div data-bbox="159 632 1099 1011" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 （略） 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払 （略） 2～6.（略） </div>	別表2 健保組合等の通常業務で想定される主な利用目的 <div data-bbox="1135 632 2076 1011" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 （略） 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払<u>い</u> （略） 2～6.（略） </div>